

国営平城宮跡歴史公園 事業説明会

近畿地方整備局
国営飛鳥歴史公園事務所
平成24年11月10日



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

説明の流れ



1. 国営公園の事業化と基本計画
2. 主な当面の事業
3. 第一次朝堂院広場整備

1. 国営公園の事業化と基本計画

平城宮跡の保存整備の経緯

1922(T11)年	史跡指定
1952(S27)年	特別史跡指定
1959(S34)年	継続的な発掘調査の開始
1963(S38)年	国による土地の買上げ開始
1978(S53)年	文化庁「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」策定 (「遺跡博物館」と位置付け、段階的な整備を実施)
1998(H10)年	文化庁による朱雀門、東院庭園の復原が完成 ユネスコ世界遺産に登録(「古都奈良の文化財」の構成資産の一つ)
2008(H20)年	文化庁「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」策定

特別史跡であり、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の一つであって我が国を代表する歴史・文化資産である「平城宮跡」の一層の保存・活用

平城宮跡が、国の特別史跡として指定され、世界遺産として登録された「古都奈良の文化財」の構成資産であることを尊重しつつ、

- 古代国家の歴史・文化の体感・体験のための遺跡の表現、景観形成
- 古都奈良の歴史・文化を伝える情報発信のセンターとしての活用
- 快適な空間づくりときめ細やかなサービスの提供

⇒ 国営公園の事業手法を導入 (H19.12 H20年度政府予算案にて事業化が決定)

我が国固有の優れた文化的資産である平城宮跡の保存及び活用を図るための都市公園の整備について(H20.10.28 閣議決定)

我が国固有の優れた文化的資産である平城宮跡の保存及び活用を図るため、奈良県奈良市佐紀町、法華寺町、二条大路南及び二条町の一部にわたる面積約120ヘクタールの区域を国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域※として(中略)整備する。

※以下、本資料では、国営平城宮跡歴史公園という。 5

基本計画検討委員会等

- 事業の実施に先立ち、公園の長期的な整備・管理※を進めていく上で踏まえるべき基本的な内容を定めた基本計画を検討
- 基本計画の検討にあたって、学識経験者や関係機関の代表者で構成する検討委員会を設置
- また、広く国民から基本計画への意見を集めるため、パブリックコメントを実施し、基本計画に反映

※ 現在の宮跡内にある道路、鉄道、文化財の調査研究施設等が、条件が整い、全て移転、移設された時点を想定(20~30年又はそれ以上)。ただし、全ての整備が完了してから初めて開園するのではなく、段階的な整備・開園を実施していくもの。

■委員構成

学識経験者 9名	造園 2名
	遺跡整備
	観光
	古代文学・民俗学
	土木
	日本古代史
	都市計画
行政委員 7名	建築史

■検討の経緯

平成20年5月27日	第1回検討委員会
平成20年6月20日	第2回検討委員会
平成20年7月30日	第3回検討委員会
平成20年8月18日~9月16日	パブリックコメントの実施
平成20年9月29日	第4回検討委員会

- 基本理念、基本方針、ゾーニング等を定めた基本計画を策定・公表(平成20年12月1日)
- 基本計画の策定の後、その内容に従い、各施設(やゾーン)毎の整備順序、スケジュールを検討の上、設計(具体的整備に向けた内容の詳細化)を実施

基本理念・基本方針

▶文化庁が策定した「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想(S53)」の基本方針及び「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画(H20)」の内容を踏まえつつ、公園整備に当たっての「基本理念」及び「基本方針」を設定。

▶基本理念（目指すべき公園の姿、あり方）

古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、
平城宮跡の保存と活用を通じて、“奈良時代を今に感じる”空間を創出する。

▶基本方針（基本理念を満たす公園を実現するための方針）※一部抜粋

① 特別史跡・世界遺産である歴史・文化資産としての適切な保存・活用

平城宮跡が、国の特別史跡として指定され、世界遺産として登録された「古都奈良の文化財」の構成資産であることを尊重し、貴重な歴史・文化資産として確実に保存し、良好な状態で後世に伝える。

② 古代国家の歴史・文化の体感・体験

遺跡の公開や空間スケールを活かした遺跡の表現、平城宮跡周辺の古都奈良の歴史的・文化的景観と併せ、往時に思いを馳せることのできる景観の形成を図る。また、興味をかき立てるわかりやすい解説や多彩なイベントを実施する。

③ 古都奈良の歴史・文化を知る拠点づくり

古都奈良の歴史・文化を伝える情報発信のセンターとなるとともに、歴史・文化等を通じた国際交流の拠点としての活用を図る。

④ 国営公園として利活用性の高い空間形成

快適な空間づくりときめ細やかなサービスの提供。併せて、地域住民・NPOをはじめとした多様な主体が整備、管理・運営に参画し、公園に集う人全てで作り、育む公園とする。

ゾーニング

▶ 貴重な歴史・文化資産としての確実な保存を前提として、公園の果たすべき役割・導入すべき機能を踏まえてゾーニング

①シンボルゾーン

復原を行う建物等を中心に、歴史資産を活かした空間づくりを行い、あわせて往時を彷彿とさせるイベントや歴史学習のためのプログラムなどを実施し、往時の平城宮の様子を体感・体験するゾーン

②緑地ゾーン

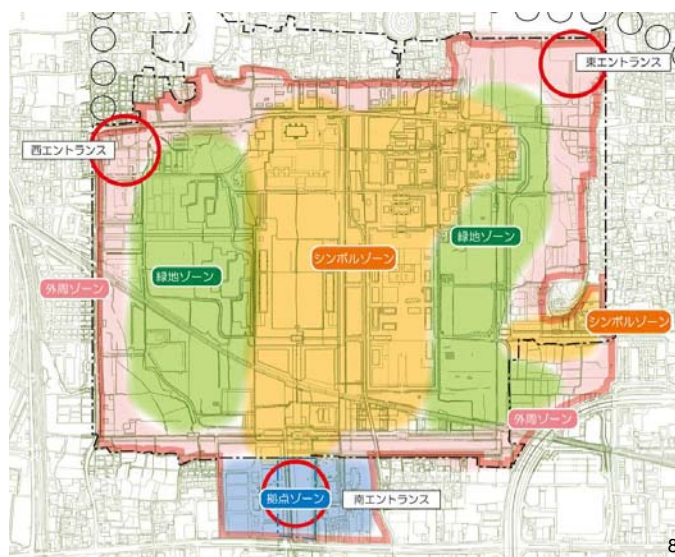
散策や草花鑑賞、自然観察など、草地や湿地等の環境を活かした多様なレクリエーション利用を行うゾーン

③外周ゾーン

平城宮跡と市街地の間に樹木を植えたり、循環园路や公園の出入口口として必要な施設を設けるゾーン

④拠点ゾーン

平城宮跡全体のガイダンスや出土品、資料の展示を行う施設、公園の利用案内サービスの提供や管理運営の拠点となる施設等を集約的に設けるゾーン。



シンボルゾーンの利用・整備計画

- 建物等復原、遺構表示等の表現手法の違いをもとに、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画(H20.5)」の整備ゾーニングを踏まえつつエリアを区分。

○建物等復原エリア

主要な遺構について、**原位置での実物大の建物等を復原**し、併せて復原物を活用した取組を行うこと等を通じ、**往時の平城宮の有り様を視覚的に体感**するとともに、その歴史・文化を楽しみながら学ぶことのできるエリアとする。

○遺構表示エリア

主要な遺構について、**原位置にわかりやすい表示**を行い、その解説を実施すること等を通じ、往時の平城宮における各地区の形態や役割を学ぶとともに、**平城宮の広がり、ひいては周囲の山並み等の眺望**と併せ、**平城京の広がり**を体感することのできるエリアとする。

○遺構展示表現エリア

遺構の様々な展示表現等を通じ、**遺跡の表現手法に対する理解を深め**るとともに、往時の宮内の生活や活動を学ぶことのできるエリアとする。

○中央緑陰エリア

時代区分の異なる建物等復原、遺構表示等について、**植樹帯を設けて空間的な区分**を行うとともに、**循環园路や利用サービス施設**を設けるエリアとする。



緑地ゾーンの利用・整備計画

- 空間上の位置と自然的環境の違いをもとにエリアを区分。

○東緑地エリア

草地等を主とする環境を活かし、多目的な活用が可能な広場等を設け、シンボルゾーンの復原建物の眺めやシンボルゾーンからみた若草山、春日山等の東側方向の眺望を確保するとともに、**草花観賞やピクニック、月見等様々なレクリエーション**を楽しむことのできるエリアとする。

○西緑地エリア

草地等のほか、池沼や流れ、湿地等が存在する環境を活かし、多目的な活用が可能な広場や自然観察路等を設け、池沼や湿地越しにみたシンボルゾーンの復原建物の眺めやシンボルゾーンからみた生駒山、二上山等の西側方向の眺望を確保するとともに、**自然観察や散策、地域の交流イベント等様々なレクリエーション**を楽しむことのできるエリアとする。



外周ゾーンの利用・整備計画

➤ 遮蔽及び修景機能を満たす施設や利用サービス施設等の違いをもとにエリアを区分。

○外周緑陰エリア

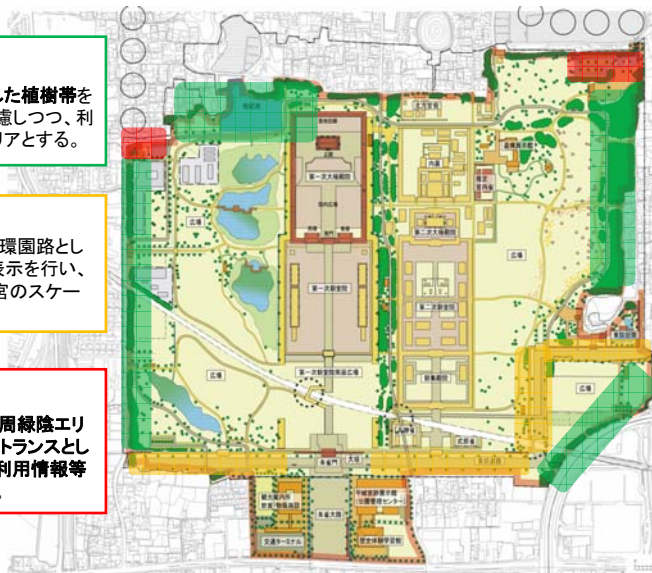
隣接市街地の遮蔽及び修景を目的とした植樹帯を配するとともに、宮内からの眺望等に配慮しつつ、利用サービス施設や循環園路を設けるエリアとする。

○大垣・条坊道路エリア

隣接市街地の遮蔽及び修景、また、循環園路として、それぞれ大垣や条坊道路の復原、表示を行い、その活用を図ることにより、併せて平城宮のスケールを体感できるエリアとする。

○東西エントランス

隣接市街地の遮蔽及び修景として、外周緑陰エリアと連なる植樹帯を配するとともに、エントランスとして必要な休憩・集散の場、園内の案内・利用情報等を提供する施設等を設けるエリアとする。



拠点ゾーンの利用・整備計画

➤ 拠点施設の機能や配置等に応じたエリアを区分。

○朱雀大路エリア

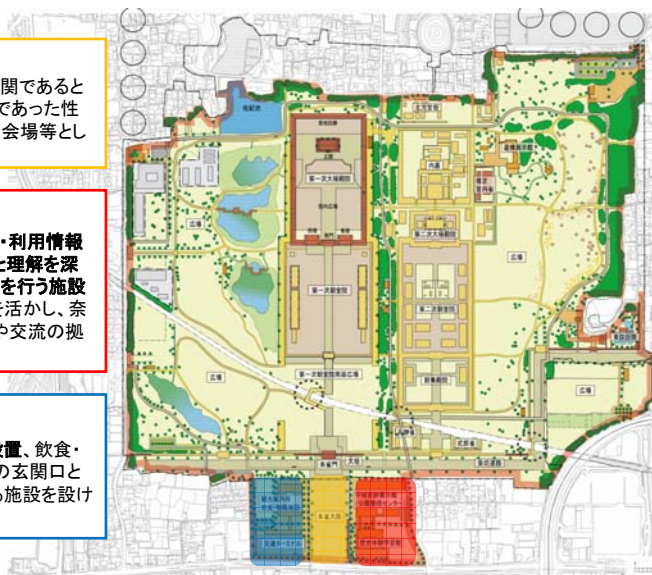
朱雀門と一体となった本公園の正面玄関であるとともに、往時の平城京のメインストリートであった性格、その広がりを活かし、交流イベントの会場等としても用いるエリアとする。

○拠点施設エリア

本公園の正面玄関として、園内の案内・利用情報の提供に併せ、平城宮跡に対する知識と理解を深めるためのガイダンス、出土品の展示等を行う施設を設けるとともに、その拠点性、利便性を活かし、奈良全体の歴史・文化にかかる情報発信や交流の拠点となる施設を設けるエリアとする。

○ターミナルエリア

バス、タクシー等の交通ターミナルの設置、飲食・物販サービスの提供のほか、奈良観光の玄関口として、奈良県全体の観光情報を発信する施設を設けるエリアとする。



基本計画図

- ゾーニングを踏まえ、具体の施設等を示した基本計画図を作成。



- 現在宮跡内にある道路、鉄道等が、条件が整い、全て移転、移設された場合。
- 基本計画の図であるため、個別施設の位置、規模、形状等の詳細は、今後の設計を経て変更する可能性がある。なお、主園路に関し、調査研究成果に基づき往時の道路位置が明らかになったところについては、原則としてそれを踏襲する。

段階整備計画図

- 長期的な整備・管理を念頭に置いた計画を定めることとしているが、平城宮跡においてはこれまでの史跡の保存整備の経緯の中で、区域内に道路や鉄道等が設置されている。
- 移転・移設が長期化すること考えられることから、整備の途中段階でも本公園が担うべき機能を可能な限り発揮できるものとするため、段階的に整備を進めることとする。



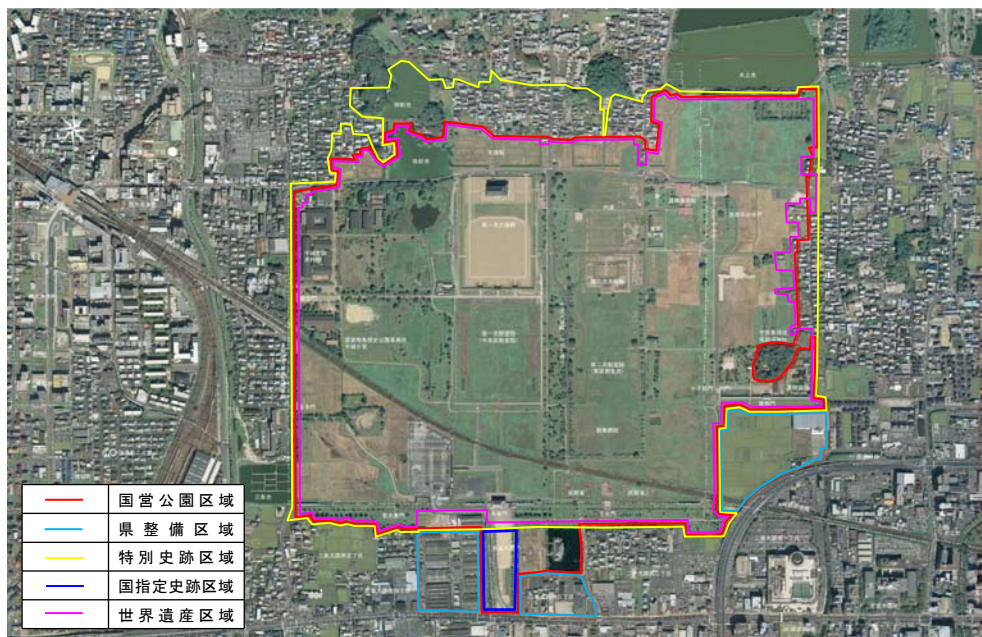
都市計画決定

➤ 基本計画の策定作業と並行し、奈良県においては都市計画決定に向けた作業が行われ、平成21年3月に平城宮跡歴史公園の都市計画決定が行われた(奈良県告示第439号)。

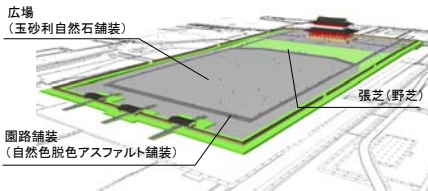
■都市計画の流れ

都市計画決定原案	
平成20年11月2日 地元説明会・公聴会	佐保川小学校 都跡小学校 西大寺北小学校 中小公民館
都市計画決定案の作成	
平成20年12月2日～16日	公示・縦覧・意見書の提出(2週間)
平成21年2月13日	奈良市の意見
平成21年2月17日	奈良県都市計画審議会
平成21年3月6日	都市計画決定の告示

国営平城宮跡歴史公園の区域図



- 平城遷都1300年祭に向け、公園整備の一環として、第一次大極殿正殿の前庭となり、行催事の行われる広場整備を実施。
- 埋蔵文化財である特別史跡を確実に保存しながら、効率の良い整備を行うため、「**情報化施工**」を導入。



特殊開粒度アスコン+砂利転圧(t=60)
砕石路盤(t=150)



GPSの位置情報と回転レーザーからのレーザーを受信し、施工機械の排土板をリアルタイムに自動制御

(例)3次元マシンコントロールシステム(ブルドーザー)



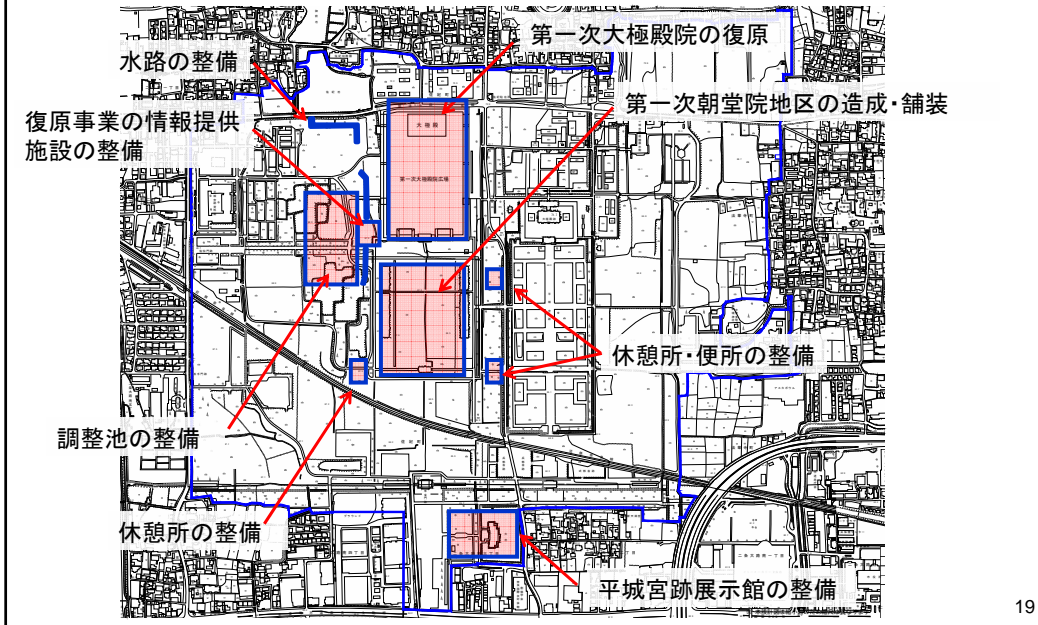
赤色部が締め固め完了を示す

GPSの位置情報により転圧状況をリアルタイムに確認し管理する

(例)GPS自動追尾転圧締め固め管理システム(タイヤローラ)

2. 主な当面の事業

主な当面の事業



第一次大極殿院の復原

- ▶ 第一次大極殿院については、これまでの発掘調査や様々な研究を基に、実物大の建物等を復原整備し、併せて復原物を活用した取組みを行うことを等を通じ、往時の平城宮を体感するとともに、歴史・文化を楽しみながら学ぶことができる施設とするために、学識経験者や関係機関の代表者で構成する委員会を設置し、検討を進めている。

■委員構成

学識経験者 11名	文学
	考古学 2名
	土木
	建築史 2名
	古代史
	遺跡整備
	都市計画
木造建築	
造園	
行政委員 11名	

■検討の経緯

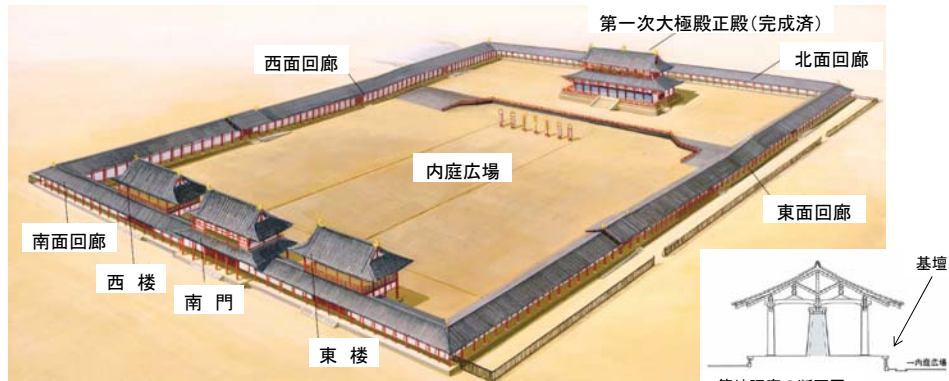
平成22年9月22日	第1回委員会
平成22年12月9日	第2回委員会
平成23年2月14日	第3回委員会
平成23年6月7日	第4回委員会
平成23年7月4日	第5回委員会
平成23年7月29日	第一次大極殿院建造物復原整備計画決定・公表
平成24年5月21日	第6回委員会

第一次大極殿院の復原(第一次大極殿院建造物復原整備計画)

➤ 基本方針 ※一部抜粋

- 特別史跡、かつ、世界遺産の構成資産の一つである平城宮跡上の復原整備であることを踏まえ、十分な発掘調査・研究成果を基にした復原原案による整備を基本とする。
- 復原整備については、遺構保存に支障がないことを前提とした上で、原則として遺構の直上で実施することにする。

■ 第一次大極殿院建造物復原整備計画における完成予想図



※設計の進捗に伴い、今後変更がありえる。

引き続き、委員会での確認等を行いながら、復原整備計画に基づく設計を実施中。

21

平城宮跡展示館の整備

- 公園の正面玄関口として、園内の案内・利用情報の提供に併せ、「平城宮跡に対する知識と理解を深めるためのガイダンス」、「出土品の展示」等を行う施設として平城宮跡展示館を整備する。

■ 平城宮跡展示館の完成予想図

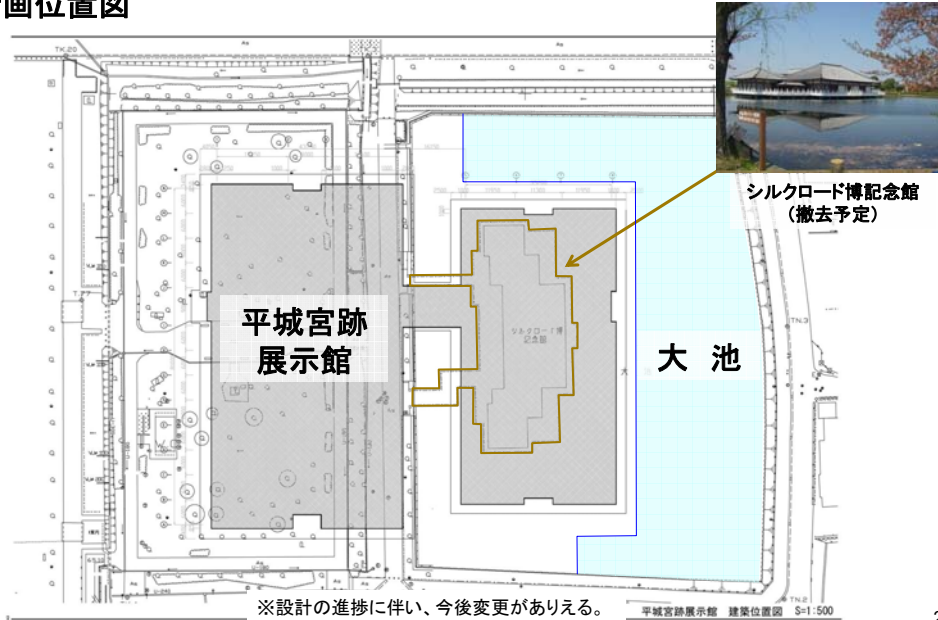


※設計の進捗に伴い、今後変更がありえる。

22

平城宮跡展示館の整備

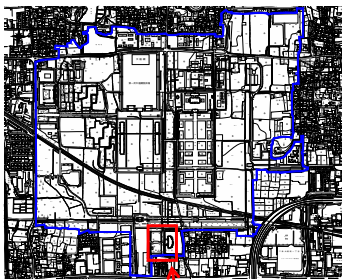
計画位置図



発掘調査状況について

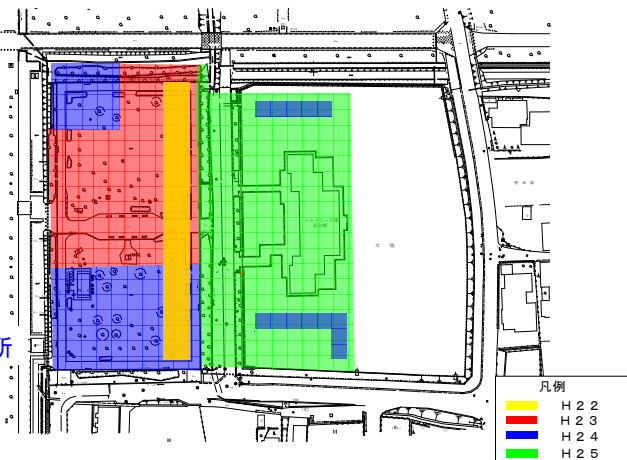
- 平城宮跡展示館予定地について、整備前に文化財発掘調査を行う。

発掘箇所位置図



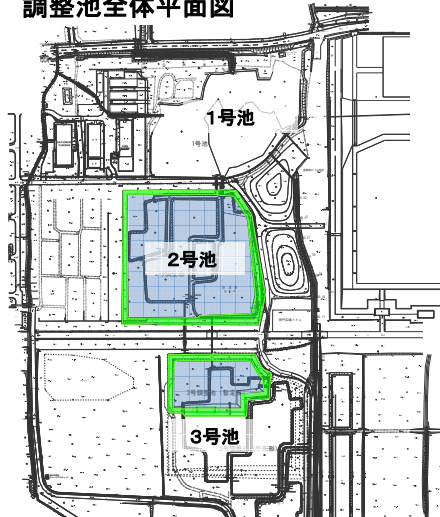
文化財発掘調査箇所

文化財発掘調査箇所



- 公園整備に伴い、必要な貯留量を確保できるよう、既存の湿地の周囲に盛土によって堤を設け、池となるよう整備。

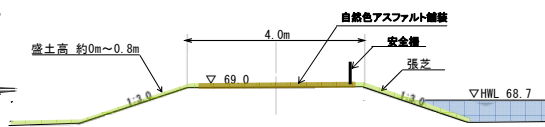
調整池全体平面図



現況(調整池予定箇所)



構造物断面図



25

3. 第一次朝堂院広場整備

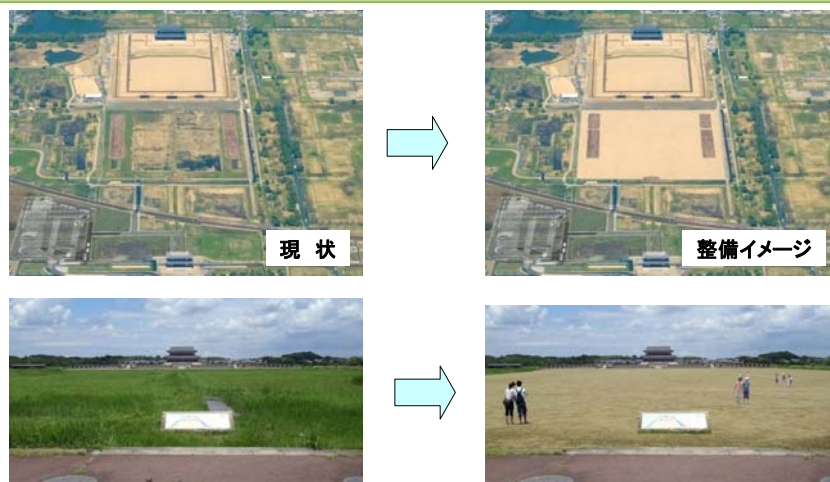
シンボルゾーンの整備

- 発掘調査・研究の進んでいる特別史跡区域の中枢部に設定。
- 朱雀門や第一次大極殿院などの復原建物等を中心に、歴史資産を活かした空間づくりを行い、併せて往時を彷彿とさせるイベント、歴史学習プログラム等を実施し、往時の平城宮の姿や様子を感ぜられるようにする。



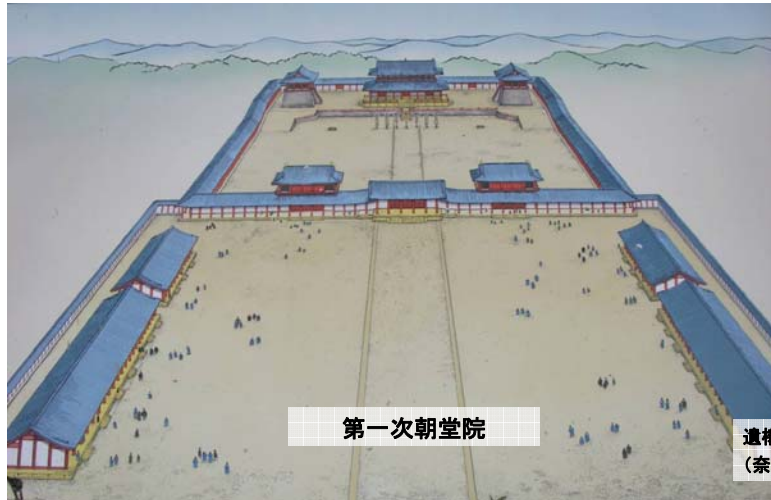
第一次朝堂院広場整備

- 朱雀門から第一次大極殿院に至る宮の中心軸と往時の空間の広がり表現することをめざし、第一次朝堂院において広場の暫定整備の工事に着手。
- 本工事により、第一次大極殿正殿を真正面に見据えて往時の広がりを感じながらアプローチができるようになり、第一次朝堂院に復原された基壇を間近で体感することが可能となる。



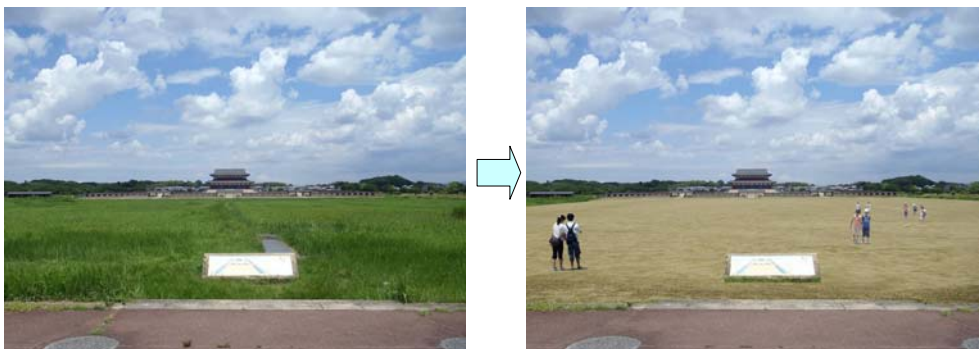
第一次朝堂院広場整備(往時の空間を表現)

- 第一次朝堂院は現在は草地であるが、奈良時代は役人が儀式や饗宴などを行っていた広場。
- 現在は文化庁により朝堂(当時の役所建物)の基壇(建物の土台)が東西に遺構表示。
- 往時の平城宮の様子が感じられる空間として、**遺構の確実な保存を最優先に**、広場を整備。



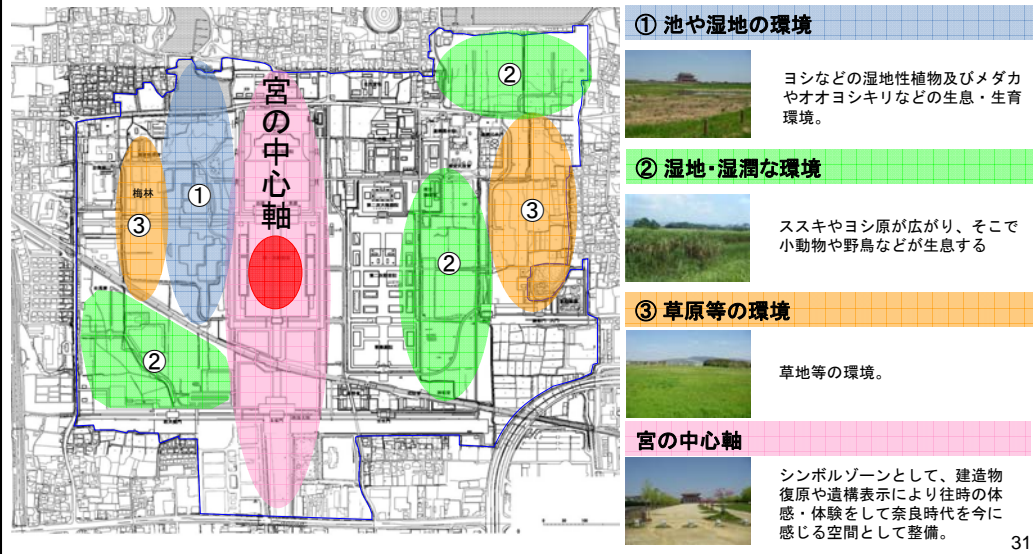
第一次朝堂院広場整備(利便性の向上)

- 第一次朝堂院地区は草地で覆われており、そこが湿潤であるため、現状では立ち入りが困難。
- 今回の整備により、歩行者園路に迂回することなく、誰でも自由に行き来が可能。



宮の中心軸と緑地ゾーンの現況

- 復原整備や遺構表示を行う地区をシンボルゾーンに限定し、その他の大部分は緑地ゾーンとして、現在の自然的環境を保全する。



第一次朝堂院広場整備(遺構への配慮)

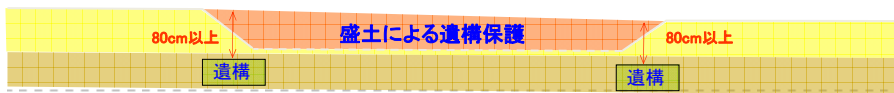
- 現状の遺構表示(朝堂の基壇等)を原則踏襲する。
- 整備にあたっては、既存の発掘調査結果から判明している地下遺構面の高さを踏まえて、その遺構面が傷つかないよう、現在の地表面から盛土。
- 盛土の表面は透水性のある土系舗装を採用。

遺構保護概要図

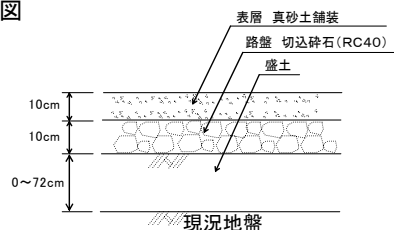
第一次大極殿院

第一次朝堂院広場

朱雀門

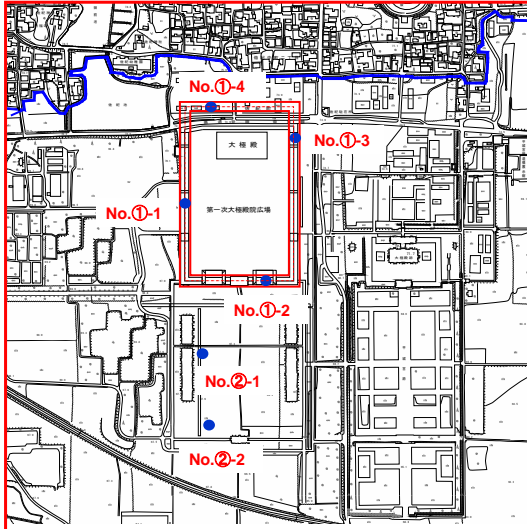


舗装構造図



地下水位のモニタリング

- 第一次大極殿院広場整備に伴い、周囲4地点で地下水位のモニタリングを実施。
- 第一次朝堂院広場整備にあたっては同様に、2地点で地下水位のモニタリングを実施する。



第一次大極殿院周囲 : 4箇所

No.①-1

No.①-2

No.①-3

No.①-4

第一次朝堂院広場 : 2箇所

No.②-1

No.②-2